

		60歳未満	60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する方
所得たの給与全部が収入勤等で	給与収入	収入 130万未満/年 (108,334円未満/月)	収入 180万未満/年 (150,000円未満/月)
	事業所得	所得 130万未満/年	所得 180万未満/年
	年金	収入 130万未満/年 (108,334円未満/月)	収入 180万未満/年 (150,000円未満/月)
	退職所得	所得に含まない	
給所得の収入全部が	利子所得 配当所得	収入 130万未満/年	収入 180万未満/年
	不動産所得 山林所得	所得 130万未満/年	所得 180万未満/年
	譲渡所得 一時所得	所得に含まない	
給与収入等 + 給与収入等以外		合計額 130万未満/年	合計額 180万未満/年
事業所得等の必要経費		<p>所得税法の認定額とするが、この認定額が下記算出額を上回る場合は、下記算出額を必要経費とする。</p> <p>① 確定申告書類上、仕入れ金額が計上されている職業 収入 × 85%</p> <p>② 上記以外の職業(※塾経営、社会保険労務士等) 収入 × 40% ※職業は例として記載</p> <p>※ 自営業者等の扶養認定について、使用人を利用している方は被扶養者として認定できません。</p> <p>※ 法人化し事業を行っている場合は被扶養者として認定できません。</p>	
別居扶養親族の最低送金額		被扶養者の月額収入を超える金額の送金が必要(最低月額 5万円/人)※送金の事実を証明する添付書類が必要(手渡し・通帳の写し不可)	
年の途中で年額基準を超えた場合		年額基準を超えた月の1日で扶養削除とする	
結 婚		2か月以内に届出があれば、入籍日に遡り資格取得日とする。	
出 産		出生日 = 資格取得日	
離 職		離職日を証明できる証明書の届出が離職日の2ヶ月以内であれば、喪失日に遡り資格取得日とする。	
扶養されていた被保険者の死亡による扶養異動		2か月以内に届出があれば、被保険者であった者の死亡日翌日まで遡り資格取得日とする。	

◆不明のときは、健康保険組合にお問い合わせください。 ◆上記中の収入と所得の関係は、所得 = 収入 - 必要経費です。

◆事由発生から2か月以内に届け出があれば事由発生日に遡り、被扶養者として認定します。